

事務連絡
令和7年3月21日

各都道府県
ギャンブル等依存症対策担当部局 御中

内閣官房
ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

平素よりギャンブル等依存症対策に御協力いただき、ありがとうございます。

政府においては、この度、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条第6項の規定に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）に所要の検討を加え、別添の内容へと変更を行いましたので、お知らせいたします。

基本法第6条は、「地方公共団体は、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」旨を定めるとともに、第13条第1項においては、「都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない」旨を定めております。

多くの地域において、都道府県計画が策定されているものと承知しておりますが、未策定の地域においては、上記基本法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた都道府県計画の策定を進めていただきますようお願いいたします。また、策定済みの地域におかれましても、策定された都道府県計画における取組を推進していただくとともに、基本法第13条第3項において、「少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」旨の規定があることを踏まえ、適切な時期において都道府県計画の変更に係る検討も進めていただくよう、お願い申し上げます。